

相模原市指導監査基準 児童発達支援センター編

※対象施設:児童発達支援センターのうち、旧医療型を除く施設

令和8年度版

関係法令名等	略称
学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)	—
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年 相模原市条例第11号)	児童福祉法基準等条例
相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成11年 相模原市条例42号)	小規模水道及び小規模受水槽水道条例
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練実施要綱
相模原市暴力団排除条例(平成23年 相模原市条例第31号)	暴力団排除条例
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	—
児童発達支援ガイドライン(令和6年7月4日 こ支障第168号)	—
児童福祉施設等における衛生管理等について(平成16年1月20日 雇児発第0120001号 障発0120005号)	—
児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成13年6月15日 雇児総発第402号)	児童の安全確保通知
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)	児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年 法律第79号)	障害者虐待防止法
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成30年6月 厚生労働省)	障害者虐待防止対応マニュアル
児童福祉施設における事故防止について(昭和46年7月31日 児発第418号)	事故防止通知
児童福祉施設における施設内虐待の防止について(平成18年10月6日 雇児総発第1006001号)	施設内虐待防止通知
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号)	児童福祉施設基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	児童福祉施設解釈通知
児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	—
児童福祉法施行規則(昭和23年 厚生省令第11号)	—
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 障第452号 社援第1352号 老発514号 児発第575号)	苦情解決指針通知
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日 健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号)	感染症等発生報告通知
障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(令和2年12月)	—
障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(令和3年3月)	—
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号)	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号)	－
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について(平成8年7月19日 社援施第116号)	飲用井戸及び受水槽衛生確保通知
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号) 別添:大量調理施設衛生管理マニュアル	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて(昭和49年8月20日 社施発第160号)	－
社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	－
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年 厚生労働省令第177号)	厚生労働省令第177号
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第15号)	厚生労働省令第15号
消防法(昭和23年 法律第186号)	－
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	－
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	－
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年 厚生労働省令第172号)	厚生労働省令第172号
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第16号)	厚生労働省令第16号
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知:障発0330第16号)	留意事項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日 障発第1031001号)	留意事項通知
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年 法律第76号）	育児・介護休業法
高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成24年11月9日 厚生労働省告示第560号）	－
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年 法律第68号）	高年齢者雇用安定法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年 法律第113号）	男女雇用機会均等法
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年10月1日 厚生労働省告示第326号）	パートタイム・有期雇用労働指針
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて(昭和49年8月20日 社施発第160号)	－
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）	ストレスチェック指針
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年 法律第76号）	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年 労働省令第34号）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（平成31年1月30日 基発0330第1号 職発0130第6号 雇均発0130第1号 開発0130第1号）	パートタイム・有期雇用労働法施行通知
労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）	—
労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）	—
労働安全衛生法施行令（昭和47年 政令第318号）	—
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（平成27年5月1日 基発0501第3号）	ストレスチェック制度施行通知
労働基準法（昭和22年 法律第49号）	—
労働基準法施行規則（昭和22年 厚生省令第23号）	—
労働契約法（平成19年 法律第128号）	—
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日 基発0120第3号）	—
健康保険法（大正11年 法律第70条）	—
厚生年金保険法（昭和29年 法律第115号）	—
労働者災害補償保険法（昭和22年 法律第50号）	—
雇用保険法（昭和49年 法律第116号）	—
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）	労働施策総合推進法
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）	パワハラ指針
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）	セクハラ指針
事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成28年厚生労働省告示第312号）	妊娠、出産等に関するハラスメント指針
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）	男女雇用機会均等法施行規則

【判定】

- ・B ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・C ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないものでB以外のもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について

児童福祉施設基準条例第23条の規定により児童福祉施設基準省令の例によるとされているものについては、「児童福祉施設基準省令の該当する条項」を記載しています。

相模原市指導監査基準
児童発達支援センター編
～ 施 設 管 理 ～

令和8年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 職員配置等	1 職員を適正に配置していること。	次の職員を必要数配置していること。 (1) 嘱託医(嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者であること。) (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士又は管理栄養士(児童40人以下を通わせる施設は栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。) (5) 調理員(調理業務の全部を委託する施設は調理員を置かないことができる。) (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合) なお、(2)、(3)及び(7)の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。	児童福祉施設基準省令第63条第1項、第2項、第3項、第4項	・必要な職員を適正に配置していない。 ・嘱託医が要件を満たしていない。	C C
2 施設及び設備の基準 (1) 構造設備の一般原則等	2 設備は、原則、当該施設の専用となっていること。	施設の特有の設備は、当該施設の専用であること。 ただし、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該施設を除き、必要に応じて当該施設の設備の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	児童福祉施設基準省令第8条	・特有の設備が当該施設専用となっていない。	C
(2) 設備の基準	3 施設の設備基準を満たしていること。	次の設備を備えていること。また、構造設備は、保健衛生及び危害防止等に十分な考慮を払って設けていること。 (1) 発達支援室(1室の定員はおおむね10人とし、面積は児童1人につき2.47平方メートル以上であること。) (2) 遊戯室(面積は児童1人につき1.65平方メートル以上であること。) (3) 屋外遊戯場(付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。) (4) 医務室 (5) 相談室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) 静養室 (9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品	児童福祉施設基準省令第5条第5項、第62条	・設備等の基準を満たしていない。(軽微な場合はB) ・危害防止等を考慮した構造設備になっていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	4 施設の設置に際して届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に届け出ていること。		社会福祉法第69条第2項 児童福祉法施行規則第37条第6項	・変更の日から1月以内に届け出していない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 諸規程	5 必要な事項を定めた規程を整備していること。	入所する者の援助に関する事項及びその他施設の管理について、次の重要事項を定めていること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業員の職種、職員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) 児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 支援の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 (11) 虐待防止のための措置に関する事項 (12) その他運営に関する重要事項	児童福祉施設基準省令第13条第1項 児童発達支援ガイドライン第5章2(3)ア	・必要な事項を定めた規程を整備していない。 ・規定する事項が不十分である。	C B
4 個人情報の取扱い	6 個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じていること。	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。 また、個人情報の取扱いについて委託を行う場合は、委託先においても安全管理が図られるよう必要な措置を講じていること。	児童福祉施設基準省令第14条の2 児童発達支援ガイドライン第2章3(4) 個人情報の保護に関する法律第20条、第21条、第22条、第25条	・必要な措置を講じていない。 ・措置が不十分である。	C B
	7 関係機関・団体に子ども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ていること。		児童発達支援ガイドライン第2章3(4)	・同意を得ていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 苦情への対応	8 苦情解決体制を整備し、適切な措置を講じていること。	入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を次のとおり講じていること。 (1) 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とすること。 (2) 利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。 (3) 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること(第三者委員は複数選任することが望ましい)。 (4) 施設内への掲示、パンフレットの配布等により利用者に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること。 (5) 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録すること。 (6) 苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告すること。 (7) 個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載し、苦情解決の結果を公表すること。	社会福祉法第82条 児童福祉施設基準省令第14条の3第1項、第2項 苦情解決指針通知 児童発達支援ガイドライン第6章6(2)④	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・適切な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	C B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 業務継続計画の策定等	9 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じていること。	1 業務継続計画を策定していること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。 (1)感染症にかかる業務継続計画の場合 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けたと取組の実施、備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) (2)災害に係る業務継続計画の場合 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気、水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)、緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、他施設及び地域との連携 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していること。 (1)研修 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施していること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 (2)訓練 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的に実施していること。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切である。	児童福祉施設基準省令第9条の4 障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン 障害福祉サービス事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン	・業務継続計画を策定していない。 ・定期的な見直しを行っていない。 ・研修、訓練を行っていない。 ・職員に対し業務継続計画の周知をしていない。	C C C C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 非常災害対策	※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され、要改善の指摘がなかった場合又は要改善の指摘があつて当該指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については、指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 7－(1) 監査事項10 7－(2) 監査事項11				
(1) 非常災害用設備等	10 非常災害に必要な設備を設けていること。 また、当該設備の点検を適切に行っていること。	消火設備及び非常災害の際に必要な設備を設けていること。消防法施行令第4条の3に定める防火対象物において使用する防災対象物品(カーテン等)は、防災性能を有するものであること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。	児童福祉施設基準省令第6条の2第1項 消防法第8条の3・17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 消防法施行令第4条の3 消防庁告示第9号	・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。 ・防火対象物品が防火性能を有していない。	C B B C
(2) 非常災害に対する計画	11 消防法に基づいて消防計画を作成し、届け出ていること。また、防火管理者についても届け出ていること。	消防法第8条に基づき、消防長又は消防署長に届け出た防火管理者が消防計画を作成し、当該計画を消防長又は消防署長に届け出ていること。防火管理者及び消防計画に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ていること。	児童福祉施設基準省令第6条の2第1項 消防法第8条 消防法施行規則第3条第1項	・消防計画の作成、届出をしていない。 ・防火管理者を届け出していない。 ・消防計画の変更を届け出していない。	C C B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	12 非常災害時における児童の安全確保を図るために、具体的な計画を立てていること。	児童福祉施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)。また、非常災害の発生時の関係機関へ通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。 [非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・児童福祉施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制	児童福祉施設基準省令第6条の2第1項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 児童発達支援ガイドライン第5章4(2)	・非常災害対策計画を作成していない。 ・地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分。	B B
(3) 災害発生時の対応体制及び避難への備え	13 日頃から気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は適切に行動できるよう、職員に周知徹底を図っていること。 また、日頃から保護者及び地域の関係機関等との連携体制の整備に努めていること。	施設の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。 また、日頃から保護者との密接な連携に努め、災害発生時の連絡体制や引渡し方法等について確認していること。 地域の関係者と連携及び協力体制の整備を図り、課題や対応策等について共有していること。	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法等を職員に周知していない。 ・保護者との連携体制を整備していない。 ・地域の関係機関等との連携体制を整備していない。	B B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4)避難及び消火 に対する訓練	14 火災、地震その他の災害を想定した避難 及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回 実施していること。	避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行っていること。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていること。また、避難訓練については、地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した訓練を実施すること。なお、訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を「消防訓練通報書」等により、所轄消防署へ通報していること。	児童福祉施設基準省令第6条の2第2項 消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第11項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 消防訓練実施要綱	・訓練を全く実施していない。 ・未実施の月がある、地域の実情を鑑みた災害を想定していない等、訓練内容が不十分である。 ・「消防訓練通報書」等の提出を行っていない。	C B B
8 防犯対策	15 入所児童の日常の安全管理及び緊急時の安全確保のために必要な対応をできる体制を整えていること。	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。また、地域のボランティア、保護者、警察等の関係団体等の協力を得て、必要な対応ができる体制等を整えていること。 必要な対応ができる体制等について、次の点を考慮していること。 (1) 日常の安全管理 ・ 職員の共通理解と施設内体制について ・ 関係機関等との連携について ・ 施設、事業者と保護者の取り組みについて ・ 施設整備面における安全確保について ・ 近隣地域の危険箇所の把握と対応について ・ 通所時における安全確保について ・ 施設外活動における安全確認について ・ 施設の安全に配慮した施設開放について (2) 緊急時の安全確保 ・ 不審者情報がある場合の連絡等の体制について ・ 不審者の立入りなどの緊急時の体制について	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について 児童発達支援ガイドライン第5章4(2) 児童の安全確保通知	・防犯対策を適切に講じていない。 ・安全確保の体制が整備されていない。 ・一部不十分な点が認められる。	B C B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 衛生管理等	※ 指導監査を実施する年度又はその前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がなかった場合又は要改善の指摘があつてその改善が完了している場合は、次の監査事項については指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 9 監査事項 16 9 監査事項 17				
	16 入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。	施設の衛生管理等に当たっては、次の点に留意していること。 1 関係法令や衛生管理通知及び大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づいた点検や検査を実施していること。 2 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上の大掃除を行っていること。 3 空調設備等により、施設内の適温確保に努めていること。	児童福祉施設基準省令第10条第1項 児童福祉施設等における衛生管理等について衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル	・衛生的な管理に努めておらず、かつ、衛生上必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	B・C
	17 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行なっていること。	児童福祉施設基準省令第10条第1項 飲用井戸及び受水槽衛生確保通知 小規模水道及び小規模受水槽水道条例	・受水槽の衛生管理(清掃等)を適切に行っていない。	C
	18 必要な医薬品その他の医療品を備え、これらの管理を適正に行っていること。		児童福祉施設基準省令第10条第5項	・必要な医薬品その他の医療品を備えていない。 ・管理を適正に行っていない。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 暴力団排除	19 施設は、その運営について、暴力団等から支配的な影響を受けていないこと。 また、施設の長は、暴力団員等でないこと。	施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。また、施設の長は、(2)と(4)に該当するものでないこと。 (1)暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 (2)暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等 (3)暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 (4)暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの	児童福祉法基準等条例第24条(第5条準用) 暴力団排除条例	・暴力団等から支配的な影響を受けている。 ・施設の長が暴力団員等である。	C C
11 帳簿	20 必要な帳簿を整備していること。	財産及び収支を明らかにする帳簿を整備していること。	児童福祉法基準省令第14条	・帳簿を整備していない。	C
12 その他	21 その他、施設管理に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準 社会福祉施設共通 ～ 職 員 処 遇 ～

令和 8 年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 就業規則 (1) 就業規則の整備	1 作成、変更した就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。以下同じ。)は、労働基準監督署に届け出ていること。 2 就業規則に必ず記載しなければならない事項を記載していること。	常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、労働組合又は労働者を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出ていること。変更届についても同様であること。 1 必ず記載しなければならない事項 (1) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合は就業時転換に関する事項 (2) 賃金(臨時の賃金等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、育児・介護に係る所定外労働の免除 (3) 退職に関する事項(解雇の事由及び65歳までの雇用確保措置を含む。) 2 定める場合は必ず記載しなければならない事項 (1) 退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (2) 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項 (3) 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 (4) 安全及び衛生に関する事項 (5) 職業訓練に関する事項 (6) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 (7) 表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 (8) その他、事業場の労働者すべてに適用される事項	・労働基準法第89条、第90条 ・労働基準法第89条 ・高年齢者雇用安定法第8条、第9条 ・高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	・就業規則を労働基準監督署に届け出していない。 ・変更届を労働基準監督署に届け出していない。 ・就業規則の内容に不備がある。	B B B
(2) 労働時間	3 作成、変更した就業規則を労働者に周知していること。 4 労働時間は、法令及び就業規則のとおり適切であること。 また、労働者の労働時間を適正に把握していること。	就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、労働者に周知していること。 (1) 就業規則に定める所定労働時間は、法定労働時間(休憩時間を除き1日8時間、週40時間)以内であること。 また、勤務実態は、就業規則のとおりであること。 (2) 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して記録し、労働時間を適正に把握していること。	・労働基準法第106条 ・労働基準法施行規則第52条の2 ・労働基準法第32条 ・労働安全衛生法第66条の8の3 ・労働安全衛生規則第52条の7の3 ・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・労働者への周知が不十分である。 ・所定労働時間が法定労働時間を超えている。 ・就業規則と勤務実態が相違している。 ・労働時間の状況を適正に把握していない。	B B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 休憩・休日等	5 労働者に対し、休憩時間及び休日等を法令及び就業規則に定めるとおり適切に与えていること。	(1) 休憩時間…労働時間の途中に、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間 (2) 休日…毎週少なくとも1回(4週間を通じ4日以上の日を与えている場合は適用しない。) (3) 年次有給休暇…適切な日数を与え、請求された場合は、適切に与えていること。なお、年10日以上付与される職員に対しては、付与した日数のうち年5日について時季を指定して取得させていること。	・労働基準法第34条、第35条、第39条	・休憩時間及び休日等を適切に与えていない。	B
(4) 育児・介護等を行う労働者に対する措置等	6 育児及び家族の介護等を行う労働者に対する措置を規定し、適切に実施していること。	次に掲げる措置について規定し、適切に実施していること。 (1) 産前・産後休暇 (2) 育児休業 (3) 介護休業 (4) 子の看護等休暇(1時間単位の取得可) (5) 介護休業(1時間単位の取得可) (6) 所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 (7) 所定労働時間の短縮等の措置 (8) 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 (9) 妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置	・労働基準法第65条、第66条、第89条 ・育児・介護休業法第6条、第12条、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条 ・パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-4-リ、ヌ	・規定の内容に不備がある。 ・措置を適切に実施していない。	B B
	7 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを行っていないこと。	育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等について、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いを行っていないこと。	・男女雇用機会均等法第9条、第11条 ・育児・介護休業法第10条、第25条等	・防止措置を講じていない。 ・不利益取扱いを行っている。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5) ハラスメント防止のための措置	8 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止措置を講じていること。	事業主は、職場において行われるハラスメントにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上次の必要な措置を講じていること。 (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと。 ア 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 イ 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。 ア 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ アの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。 (3) 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応をすること。 ア 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 イ アにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 ウ アにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。 エ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等再発防止に向けた措置を講ずること。	・労働施策総合推進法第30条の2 ・男女雇用機会均等法第11条、第11条の3 ・男女雇用機会均等法施行規則第2条の3 ・パワハラ指針 ・セクハラ指針 ・妊娠、出産等に関するハラスメント指針	・必要な措置を講じていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(6)宿直	9 事業主は、労働者がハラスメントに関し相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないこと。	(4) (1)から(3)までの措置を講ずるに際して、次の措置を講じていること。 ア 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。 イ 労働施策総合推進法第30条の2第2項、第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。 左記の記載のとおり。	・労働施策総合推進法第30条の2	・不利益な取扱いをしている。	B
	10 職員に宿直をさせる場合、労働基準監督署の許可を得ていること。	(1)宿直の専門職員に宿直をさせる場合(外部委託する場合を除く。) 労働基準監督署に「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けていること。 (2)その他職員に通常勤務に加えて宿直をさせる場合 労働基準監督署に「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出し、許可を受けていること。	・労働基準法第41条第3号 ・労働基準法施行規則第23条 ・社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて	・労働基準監督署の許可を受けずに宿直を実施している。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7)給与等	11 給与等は、就業規則に定めるとおり適切に支給していること。	就業規則の内容と給与等の実態が一致していること。 (1)初任給が規程どおりであること。 (2)昇給及び昇格は規程どおりであること。 (3)諸手当は規程どおりであること。	・労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等を支給していない。	B
2 労働組合又は労働者を代表する者との協定(この項において、労使協定という。)	12 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。	左記の記載のとおり。	・労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	13 賃金から法令で定められているものの以外を控除する場合は、労使協定を締結していること。	左記の記載のとおり。	・労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B
	14 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っていること。	(1)1ヶ月単位の変形労働時間制 労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより対象労働者の範囲等の必要事項を定め、労使協定による場合は、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。 (2)1年単位の変形労働時間制 労使協定により対象労働者の範囲等の必要事項を定め、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。	・労働基準法第32条の2、第32条の4	・変形労働時間制を行う場合に必要の手続きを行っていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 人事管理 (1) 労働条件の明示	15 労働契約の締結に際し、労働条件を適切に明示していること。	使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を文書の交付により明示していること(労働者が希望した場合は、ファクシミリ又は電子メール等による明示が可能)。 (1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 (5) 賃金(退職手当及び臨時の賃金等を除く。以下この項目において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) ※短時間・有期雇用労働者に対しては、上記(1)～(6)のほか、次の事項についても明示していること。 (7) 昇給、退職手当及び賞与の有無 (8) 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	・労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 ・パートタイム・有期雇用労働法第6条 ・パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条 ・パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-1、第3-12	・労働条件を適切に明示していない。(一部不備を含む)	B
	16 労働者に対して明示しなければならない労働条件は事実と異なるものではない。	左記の記載のとおり。	・労働基準法施行規則第5条	・事実と異なる。	B
	(2) 有期労働契約の無期転換	17 有期労働契約の労働者から期間の定めのない労働契約(以下、無期労働契約という。)への転換の申込みがあった場合は、適切に対応していること。 有期労働契約を反復更新して通算5年を超えた労働者から、無期労働契約への転換の申込みがあった場合は、当該申込みを承諾していること。 また、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、使用者が当該申込みを拒絶すること又は雇止めをすることは認められないこと。	・労働契約法第18条、第19条	・有期労働契約の無期転換の申込み適切に対応していない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 社会保険等への加入	18 職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。	職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。 【加入条件】 ＜社会保険＞2か月を超える雇用期間、所定の労働日数及び所定労働時間の3/4以上の者 ※以下のいずれの要件も満たす短時間労働者も対象 （1）週の所定労働時間が20時間以上 （2）月額賃金が88,000円以上（通勤手当や家族手当など除く） （3）2か月を超える雇用の見込みがある （4）学生（休学中や夜間学生を除く）ではない （5）厚生年金保険の被保険者数が51人以上（令和6年10月から）の特定適用事業所に勤めている ※上記（5）に該当しない場合でも労使合意に基づく届出があれば対象。 ＜雇用保険＞週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の継続雇用が見込まれる者 ＜労災保険＞すべての労働者	・健康保険法第3条、第46条 ・厚生年金保険法第6条、第9条、第12条 ・雇用保険法第5条、第6条 ・労働者災害補償保険法第3条 ・年金制度改正法第10条	・社会保険等へ適正に加入していない。	B
(4) 書類の保存	19 労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していること。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する重要な書類を5年間（経過措置により当分の間は3年間）保存していること。 また、有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存しなければならない。	・労働基準法第109条、附則第143条 ・労働基準法施行規則第24条の7、第55条の2	・労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していない。 ・年次有給休暇管理簿の作成をしていない。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 衛生管理 (1)健康診断	20 労働者に対して、健康診断を適切に行っていること。	事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。 ※常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。 1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。) 2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者	・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 ・パートタイム・有期雇用労働指針 ・パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)-ト	・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。	B B
	21 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していること。	・労働安全衛生規則第52条	・労働基準監督署へ報告していない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 心理的な負担の程度を把握するための検査(この項において、ストレスチェックという。)	22 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックを適切に行い、その後の措置を講じていること。	(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士によるストレスチェックを行っていること。なお、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、実施の事務に従事しないこと。 (2) ストレスチェック実施後の措置を適切に講じていること(医師による面接指導、結果の集計・分析、就業上の改善措置等)。	・労働安全衛生法第66条の10 ・労働安全衛生規則第52条の9、第52条の10 ・ストレスチェック制度施行通知 ・ストレスチェック指針	・ストレスチェックを行っていない。 ・ストレスチェック実施後の措置を講じていない。	B B
	23 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出していること。	・労働安全衛生規則第52条の21	・労働基準監督署へ報告していない。	B
	24 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。	左記の記載のとおり。	・労働安全衛生法第12条、第13条 ・労働安全衛生法施行令第4条、第5条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
	25 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、委員会の開催の都度、記録を作成し、保存していること。	左記の記載のとおり。	・労働安全衛生法第18条 ・労働安全衛生法施行令第9条 ・労働安全衛生規則第23条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。 ・衛生委員会の記録を作成し、保存していない。	B B B
	26 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、衛生推進者を選任していること。	左記の記載のとおり。	・労働安全衛生法第12条の2 ・労働安全衛生規則第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B
5 その他	27 その他、職員処遇に関することで不適切な事項がないこと。	左記の記載のとおり。		・不適切な事項がある。	B

相模原市指導監査基準
児童発達支援センター編
～ 利 用 者 処 遇 ～

令和8年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 一般原則	1 入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行っていること。		児童福祉施設基準省令第5条第1項	・入所している者の人権に配慮していない。 ・入所している者一人一人の人格を尊重していない。	C C
	2 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。		児童福祉施設基準省令第9条	・差別的取扱いをしている。	C
2 児童発達支援計画	3 児童の保護者及び児童の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた児童発達支援計画を作成していること。	(1)児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応求められるニーズや支援目標及び支援内容を踏まえて、児童発達支援の具体的な内容を検討し、児童発達支援計画を作成していること。 (2)児童発達支援管理責任者は、子どもや家族への面談等により専門的な視点からのアセスメントを実施していること。また、作成に際しては、児童発達支援計画の原案について意見を聞くなど、担当の従業者を積極的に関与させていること。 (3)子ども及び保護者に対し、児童発達支援計画について説明し、子どもや家族の支援に必要な内容になっているか同意を得ていること。	児童福祉施設基準省令第64条(第52条準用) 児童発達支援ガイドライン第4章1(3)、2(1)、(2)	・児童発達支援計画を作成していない。 ・作成に当たって、アセスメント等を行っていない。(軽微な場合はB) ・子ども及び保護者に説明し、同意を得ていない。	C B・C C
	4 児童発達支援計画に基づき児童に対して支援を提供していること。		児童福祉施設基準省令第64条(第52条準用)	・児童発達支援計画に基づく支援を提供していない。(軽微な場合はB)	B・C
	5 児童発達支援計画に基づく支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に支援を提供していること。	(1)児童発達支援計画は、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行うとともに、子どもの状態や家庭状況等に変化があった場合にモニタリングを行っていること。 (2)モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行っていること。	児童福祉施設基準省令第64条(第52条準用) 児童発達支援ガイドライン第4章2(4)、(5)	・モニタリングを行っていない。 ・必要に応じて児童発達支援計画の見直しを行っていない。	C C
3 生活指導	6 生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適応できるよう行っていること。		児童福祉施設基準省令第64条(第50条第1項準用)	・生活指導を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
4 保護者及び関係機関等との連絡	7 児童の保護者及び必要に応じ児童福祉司等と常に密接な連絡をとり協力を求めていること。	施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めていること。	児童福祉施設基準省令第65条	・保護者に児童の性質及び能力を説明していない。(軽微な場合はB) ・必要に応じ児童福祉司等に連絡をとり協力を求めていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 食事の提供	8 日頃から関係機関との交流及び連携を図り、適切な児童発達支援に繋がっていること。	日頃から関係機関との交流及び連携を図り、児童発達支援が必要な子どもと保護者が、円滑に児童発達支援の利用に繋がるとともに、その後も、子どもの支援が保育所や学校等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれるようにしていること。	児童発達支援ガイドライン第4章	・関係機関との交流及び連携を図り、適切な児童発達支援に繋げるようにしていない。	B
	9 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていること。		児童福祉施設基準省令第5条第2項	・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B
	10 食事の提供を適切に行っていること。	(1) 食事を提供するときは、施設内で調理(児童福祉施設基準省令第8条の規定により、施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)していること。 (2) 献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。 (3) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。 (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていること。 (5) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていること。	児童福祉施設基準省令第11条	・食事の提供を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 保健衛生・健康管理	11 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていること。	(1) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていること。調理に従事する職員について、月に1回以上の検便を実施していること。また、検便検査には腸管出血性大腸菌O157の検査を含めていること。	児童福祉施設基準省令第10条第3項 児童発達支援ガイドライン第6章4(1) 児童福祉施設等における衛生管理等について 衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル	・必要な措置を講じていない。 ・腸内細菌検査(検便)を全く実施していない。 ・検査結果を確認しない者又は陽性と判断された者を調理等に従事させている。 ・検査を一部実施していない又は検査結果を一部確認していない。	C C C B
		(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上、定期的に開催すること。また、その結果について、職員に周知徹底を図っていること。	児童福祉施設基準省令第10条第3項 児童福祉施設解釈通知第三の3(34)②	・委員会の設置をしていない。 ・委員会の結果を職員に周知していない。	C B
		(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	児童福祉施設基準省令第10条第3項	・指針の整備をしていない。	C
		(4) 職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上、定期的に実施していること。	児童福祉施設基準省令第10条第3項 児童福祉施設解釈通知第三の3(34)②	・研修を実施していない。 ・訓練を実施していない。	C C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	12 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、適切に対応していること。	感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたときには、次のとおり速やかに対応していること。 (1)施設長に報告する体制を整備し、施設長は、必要な指示を行うこと。 (2)医師及び看護職員が、施設内で速やかな対応を行い、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じること。 (3)有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。 (4)施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 (5)(4)の報告を行った場合、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。	児童福祉施設基準省令第10条第3項 感染症等発生報告通知	・適切な対応を行っていない。	C

項 目	監査事項	監査内容		関係法令等	評価	判定
	13 入所した者の健康診断を適切に実施していること。	(1)施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法 に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 (2)施設の長は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。		児童福祉施設基準省令第12条 学校保健安全法第11条、第12条	・入所した者の健康診断を実施していない。 ・一部軽微な不備が認められる。	C
		児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断			B
		児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断			
7 心理学的及び精神医学的診査	14 障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならないこと。	児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならないこと。		児童福祉施設基準省令第67条	・心理学的診査及び精神医学的診査を行っていない。 ・診査が児童の福祉に有害な実験にわたっている。	C
						C
8 事故の防止	15 事故防止について、必要な措置を講じていること。	1 入所者の習癖、性向などについて、常にその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなど適切な配慮をしていること。 2 施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図っていること。 3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には適切な協力体制がとれるよう配慮していること。 4 その他児童福祉施設最低基準の趣旨、目的を尊重するなど児童の安全管理に努めていること。		事故防止通知	・必要な措置を全く講じていない。 ・措置の一部に不備が認められる。 ・関係機関との協力体制がとれるよう配慮していない。	C B C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 権利擁護 (1) 禁止行為	16 サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。		事故防止通知	・速やかに適切な対応を行っていない。	C
	17 安全計画を策定し、必要な措置を講じていること。	(1)児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていること。 (2)職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施すること。 (3)児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していること。 (4)定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	児童福祉施設基準省令第6条の3	・安全計画を策定していない ・安全計画を職員に周知していない。 ・研修や訓練を実施していない(軽微な場合はB)。 ・安全計画を保護者に周知していない。 ・定期的に安全計画の見直しを行っておらず、必要に応じて変更を行っていない(軽微な場合はB)。	C B B・C B B・C
	18 自動車の運行について、必要な措置を講じていること。	(1)児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。 (2)児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っていること。	児童福祉施設基準省令第6条の4	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していない(軽微な場合はB)。 ・自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えていない。	B・C C
	19 児童福祉法第43条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使していないこと。	児童発達支援センターは、障害児を日々保護者の下から通わせて日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的としていること。	児童福祉法第34条第2項、第43条	・目的に反して入所した児童を酷使している。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 虐待の防止	20 児童に対し、虐待行為その他心身に有害な影響を与える行為を行っていないこと。		児童福祉施設基準省令第9条の2	・有害な影響を与えている	C
	21 虐待の発生又はその再発を防止するため適切な措置を講じていること。	(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること。また、その結果について、従業員に周知徹底を図っていること。 (2)職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行っていること。 (3)上記(1)、(2)の措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	厚生労働省令第15号第45条第2項 児童発達支援ガイドライン第6章2(1) 児童虐待の防止等に関する法律第5条第6項 厚生労働省令第177号第43条の2	・委員会を定期的開催していない。(軽微な場合はB) ・研修を定期的に行っていない。(軽微な場合はB) ・担当者を置いている。(軽微な場合はB) ・指針の整備がされていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C B・C B・C
	22 施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。		児童虐待の防止等に関する法律第5条第6項	・虐待の防止のための教育、啓発に努めていない。(軽微な場合はB)	B・C
	23 不適切な養育の兆候が見られる場合や、虐待が疑われる児童に対する対応を適切に行っていること。	(1)職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていること。 (2)児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市、福祉事務所又は児童相談所に通告、記録していること。	児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 児童福祉法第25条 児童発達支援ガイドライン第6章2(1)	・児童虐待の早期発見に努めていない。 ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際、市等の関係機関に通告をしていない。(軽微な場合はB)	B B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 身体拘束の禁止	24 支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないこと。		厚生労働省令第15号第44条第1項 厚生労働省令第177号第39条第1項	・緊急やむを得ない場合以外に身体拘束等を行っている。	C
	25 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していること。	やむを得ず身体拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の要件について慎重に検討した上で、いかなる場合にどのような形で身体拘束等を行うかについて、組織的に決定していること。 また、身体拘束等が必要となる状況、身体拘束等の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で、児童発達支援計画に記載していること。 身体拘束等を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録していること。	児童発達支援ガイドライン第6章2(2) 厚生労働省令第15号第44条第2項 厚生労働省令第177号第39条第2項	・身体拘束等の必要性の判断を組織的に行っていない。 ・子どもや保護者に事前に説明をし、了解を得た上で、計画に記載していない。 ・身体拘束等に関して記録をしていない。(軽微な場合はB)	C C B・C
	26 身体拘束等の適正化を図るため、措置を講じていること。	1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていること。 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備していること。 3 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していること。	厚生労働省令第177号第39条第3項 厚生労働省令第15号第44条第2項、第3項	・委員会の設置をしていない。 ・定期的に開催していない。 ・委員会の結果について職員に周知していない。(軽微な場合はB) ・指針の整備を行っていない。 ・研修を定期的に行っていない。	C C B・C C C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 記録の整備	27 児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していること。		児童福祉施設基準省令第14条	・帳簿を整備していない。	C
11 業務の質の評価等	28 施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めていること。		児童福祉施設基準省令第5条第3項 児童発達支援ガイドライン第5章2(3)ウ	・業務の質の評価を行い、その結果を公表するよう努めていない。	B
12 職員研修	29 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。		児童福祉施設基準省令第7条の2 児童発達支援ガイドライン第6章1(1)(2)	・職員に対し、研修の機会を確保していない。	C
13 その他	30 その他、利用者処遇に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)	B・C